

議案第 20 号

小城市立保育所運営規則の一部を改正する規則

小城市立保育所運営規則（平成 19 年小城市教育委員会規則第 13 号）
の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

平成 29 年 11 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

市立保育所の開所時間等を定めるため、小城市立保育所運営規則の
一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 8 号

小城市立保育所運営規則の一部を改正する規則

小城市立保育所運営規則（平成 19 年小城市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。）第 4 条第 1 項に規定する保育必要量の認定を 1 月当たり平均 275 時間まで（1 日当たり 11 時間までに限る。）の区分（以下「保育標準時間」という。）又は平均 200 時間まで（1 日当たり 8 時間までに限る。）の区分（以下「保育短時間」という。）とする 1 日の保育時間は、次の各号で定める時間の範囲内で行うものとする。

（1） 保育標準時間 午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

（2） 保育短時間 午前 8 時から午後 4 時まで

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（開所時間）

第 9 条 開所時間は、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小城市立保育所運営規則（平成19年小城市教育委員会規則第13号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
（保育時間） 第8条 （略）	（保育時間） 第8条 （略） <u>2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。）第4条第1項に規定する保育必要量の認定を1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分（以下「保育標準時間」という。）又は平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分（以下「保育短時間」という。）とする1日の保育時間は、次の各号で定める時間の範囲内で行うものとする。</u> <u>（1） 保育標準時間 午前7時30分から午後6時30分まで</u> <u>（2） 保育短時間 午前8時から午後4時まで</u> <u>（開所時間）</u> <u>第9条 開所時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。</u>
（休日） 第9条 （略） （帳簿） 第10条 （略） （その他） 第11条 （略）	（休日） <u>第10条</u> （略） （帳簿） <u>第11条</u> （略） （その他） <u>第12条</u> （略）